

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

【株式会社サンメルト発行の商品券について】

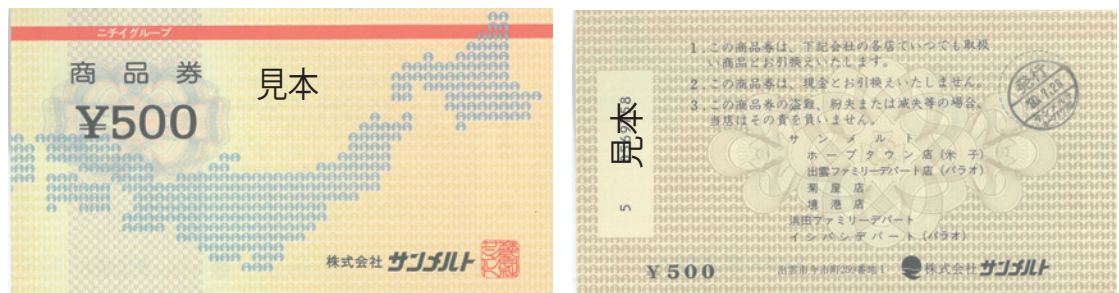
平素は、ご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

株式会社サンメルト発行の商品券につきましては、令和4年1月31日（月）をもちまして利用を終了し、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の商品券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻し対象となる商品券について

【サンメルト商品券】



2. ご利用終了日

令和4年1月31日（月）

3. 払戻し期間

令和4年2月1日（火）～令和4年4月2日（土）

※上記払戻し期間内に申し出がない場合、当該払戻しの手続から除外されますので、ご注意願います。

※令和4年4月2日消印有効。

4. お申し出方法及び払戻し方法

- ・上記3. 期間内に、商品券及び住所・氏名・金融機関名・支店名・振込口座番号・口座名義をメモに記載の上、下記住所まで郵送ください。
- ・弊社にて金券並びに払戻用振込口座を確認後、口座振込にて払戻いたします。
なお、振込手数料は弊社にて負担いたします。
- ・いただいた個人情報は、本件払戻し事項以外には使用いたしません。

5. 郵送先・お問い合わせ先

- ・株式会社ホープタウン

〒683-0804 鳥取県米子市米原2丁目1番1号 TEL(0859-34-3200)

※1月31日までは10時～19時まで。2月1日以降は13時～18時まで（土日祝日を除く）。